

発議第8号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成30年12月21日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会総務企画常任委員会
委員長 山口 忠 孝

理由 地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、地方財政の充実・強化を図る必要がある。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実や保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応や地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものあり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政健全化目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要である。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付

税算定のあり方を引き続き検討すること。

- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制改革が自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。また、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

- 7 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年12月21日

佐賀県嬉野市議会

内閣総理大臣	様
衆議院議長	様
参議院議長	様
財務大臣	様
総務大臣	様
経済産業大臣	様
内閣官房長官	様
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	様

発議第9号

頭首工（可動堰）の保全に対する支援増に関する意見書について

標記のことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会
会議規則第13条第2項の規定により提出する。

平成30年12月21日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会産業建設常任委員会
委員長 川内 聖二

理由 頭首工（可動堰）の維持管理については、受益者に過重な負担が生じており、
半永久に継続される状況にあることから、県からのより一層の財政支援を要望
するため意見書を提出する。

頭首工（可動堰）の保全に対する支援増に関する意見書（案）

嬉野市の中小河川では従前より河川災害が多く発生し、水害は流域に尊大な被害をもたらすこととなり抜本的な治水対策が望まれました。国や県は昭和30年代から治水対策として県営事業によるダムの建設や河川改修事業を実施し、水害は以前と比べ格段に少なくなりました。

また、旧塩田町を中心に水田の取水目的の固定井堰が、県からの要請に伴い河川改修工事により鋼製可動堰（38箇所のうちゲート式2箇所）へと整備されました。それは固定井堰の代替補償井堰として建設され、その後県より順次農家（水田受益者）に塗装等の保守整備費の一部代金とともに引き渡されました。

頭首工から取水した水は農業用水だけでなく環境、消防用水等の多目的な水として活用されています。そのため公益性があり、農家だけでなく地域住民の用水としても活用するため、地域で保守点検等の保全に努め、将来の補修負担額に備え積立てを行ってきました。しかし、建設後15年から20年余りが経過した現在においては、塗装等の保守整備だけでなく機械等の経年劣化により複数の可動堰の修理が頻繁に増えています。可動堰の根幹部となる油圧シリンダーや油圧配管の取り換えなどは、修理費用も高額であり、国や県からの補助を受けても受益者への負担が重くのしかかっています。社会情勢の変化での人口減少、特に農家数の減少や高齢化、農業後継者不足などが現実化し、維持管理に対して大変苦慮をしている状況です。

佐賀県の農業の活性化や農地保全対策、また、住民の安全・安心な生活を守るためには、頭首工（可動堰）の保守整備等を続けていく必要があると考えています。このことから受益者負担の軽減をはかるため、これまで以上の県からの財政支援をしていただきますように切に要望いたします。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月21日

佐賀県嬉野市議会

佐賀県知事 山口 祥 義 様